

※ご注意ください※

<期限までに提出がない場合の取扱い>

- 世帯主(国保に加入していない世帯主も含む)と世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等を合計した額(基礎控除前)が国の定める基準額以下である場合に適用する、**国保料の法定軽減が受けられない場合があります。**
- 国保料は、収入(所得)が不明な方の「所得割額」を除いた額で計算し、その後、収入(所得)が判明した時点で再計算します。そのため、**年度途中で国保料が大きく変わる場合や、毎回の納付額が均等にならない場合があります。**
- 限度額適用認定証等の交付時に、適正な自己負担限度額が把握できないため、交付が遅れる場合があります。**

<留意事項>

- 申告の必要がない配当所得や株式等に係る譲渡所得であっても、**税金の還付等のため確定申告をした場合は国保料の計算に含まれます。**
- 所得申告書を提出いただいた方でも、申告内容が、所得税・住民税の申告内容と異なっていれば、**所得税・住民税の申告内容を優先します**ので、国保料が更正になる場合があります。
- 松山市に転入した方は住民税の課税住所地への所得照会の結果、**申告内容と異なっていれば、国保料が更正になる場合があります。**
- 所得申告書の提出が必要かどうかご不明な場合は、健康保険課 国保賦課担当(089-948-6365・6366・6367)までお問い合わせください。

< キ リ ト リ 線 >

所得申告書の提出が必要な方

- 税務署や松山市役所市民税課で申告していない方等**
  - 所得が全くなかった方(令和8年1月1日現在19歳以上の方(学生も含む))
  - 所得税や住民税がかからない方
  - 非課税所得(遺族年金や障害年金、雇用保険の失業給付等)のみを受給していた方
  - 世帯員が国保に加入している世帯の世帯主(軽減判定に必要)
  - 国保に加入している世帯で後期高齢者医療保険に移行した方(軽減判定や減免措置に必要)
- 令和8年1月2日以降に松山市に転入した方、新規に入国した外国籍の方**

申告書の書き方

世帯主	住所氏名生年月日電話番号	世帯主以外が申告する場合でも必ずご記入ください。 世帯主以外の方が申告する場合は、必ず「申告する方」欄も記入してください。また、同一世帯員でない方が申告する場合は、下の□にチェックをいれてください。 □私は、国民健康保険料所得申告書に関する権限を以下の者に委任します。
申告する方	住所氏名生年月日電話番号	○申告する方が世帯主の場合………上の□にチェックは不要です。申告する方欄の記入も不要です。 ○申告する方が同一世帯員の場合………上の□にチェックは不要です。申告する方欄に必要な事項を記入してください。 ○申告する方が同一世帯員でない場合………上の□にチェックが必要です。申告する方欄に必要な事項を記入してください。

令和7年1月1日から12月31日までの収入・所得を記入してください

申告対象者	氏名	① 氏名を記入してください。(すでに印字されている場合もあります)
	生年月日	② 生年月日を記入してください。
	令和8年海外転入の確認 収入の有無いずれかを○で囲む	③ 令和8年1月2日以降に海外から転入した場合は、チェック☑を記入してください。 令和7(2025)年中の収入について、どちらかを○で囲んでください。 ●【なかった】方は、この項目で記入終了です。以下に記入の必要はありません。 ●【あった】方は、④以降へ進み、該当する欄に記入してください。

①氏名欄に記入した方の収入状況を、④以降に記入してください ※金額は、必ず数字で右つめて記入してください

令和7年1月1日から12月31日までの収入・所得	非課税所得	④ 遺族年金・障害年金等の非課税年金、雇用保険の失業給付等や労働基準法の規定により受ける療養の給付や費用、休業補償等は非課税所得のため金額の記入は不要です。
	給与収入(総収入)	⑤ 給与収入(アルバイト・パート収入を含む)があった方は、賞与などを含めた1年間の総収入金額(所得控除前の金額)を記入してください。源泉徴収票をお持ちの方は「支払金額」欄の額を記入してください。*⑥「専従者給与と受給額」は含みません。
	専従者給与と受給額	⑥ 青色・白色申告者が営む事業に従事し、青色・白色事業専従者として給与を受給(控除)している額を記入してください。
	(遺族・障害年金を除く)公的年金等の収入	⑦ 該当する年金を○で囲んだうえで金額を記入していただきますが、複数種類の年金による収入があった方は、該当する年金すべてを○で囲み、合計金額を記入してください。 *遺族年金・障害年金等は④「非課税所得」に該当するため、こちらには金額を記入しないでください。 *個人年金は、⑨「その他の所得」欄に記入してください。
	営業等所得	⑧ 各所得金額は、必要経費を引いた額を記入してください。(下記、計算表をご利用ください) (※専従者給与を支給している場合は、支給前で軽減判定を行います)
	農業所得	⑨
	不動産所得	⑩
	専従者給与(控除額)	⑪
	利子所得	⑫
	配当所得	⑬
その他の所得	⑭	

計 算 表	所得の種類 (該当を○で囲む)	A. 総収入金額	B. 必要経費 (Aを得るために要した費用)	C. 専従者給与(控除額) (事業専従者がいる場合のみ)	D. 所得金額 (A-B-C)			
		<table border="1"> <tr> <td>営業等</td> <td>農業</td> </tr> <tr> <td>不動産</td> <td>配当</td> </tr> </table>	営業等	農業	不動産	配当	円	円
営業等	農業							
不動産	配当							
<table border="1"> <tr> <td>営業等</td> <td>農業</td> </tr> <tr> <td>不動産</td> <td>配当</td> </tr> </table>	営業等	農業	不動産	配当	円	円	円	円
営業等	農業							
不動産	配当							

\*必要経費には、生活費(衣食住費や教育費等)は含まれませんのでご注意ください。  
\*利子所得は、収入金額=所得金額となります。

こちらの金額を、表面に記入してください。

※配当所得のうち、源泉分離課税により申告の必要がないものは記入不要です。

上記以外の所得があった方は記入してください。(具体的には以下のようなものがあります)

- その他雑所得…個人年金(生命保険契約や損害保険契約に基づく年金)、就労継続支援B型の工賃等
  - ※(収入) - (必要経費) = 所得となります。
  - ※個人年金の受取額や必要経費につきましては、契約先の生命保険会社等が発行する支払証明書等でご確認ください。
  - ※就労継続支援B型の必要経費について詳しくは下記松山市HPでご確認ください。
- 一時所得………生命保険や損害保険の満期返戻金等
  - ※(収入) - (必要経費) - (一時所得の特別控除額) = 所得となります。
- 総合課税の短期譲渡所得、長期譲渡所得
- 分離課税の短期譲渡所得、長期譲渡所得(特別控除がある場合は、特別控除額と所得(特別控除後)両方の金額)
- 分離課税の株式等に係る譲渡所得(特定口座(源泉徴収あり)で申告の必要がないものは記入不要です)
- 分離課税の先物取引に係る雑所得 ○山林所得

(なお、複数種類に該当する場合や、上記見以外以外の所得があり、記入が必要かどうかご不明な場合は、健康保険課 国保賦課担当 までお問い合わせください)

(お問合せ) 松山市役所 別館3階 健康保険課 国保賦課担当 089-948-6365・6366・6367

\*詳しくは松山市HPでもご確認ください

松山市 国保料所得申告書

検索